

「富士見市環境基本計画（改定版）（案）」に対する意見募集の結果について

平成 20 年 3 月 27 日
環 境 課

富士見市は「富士見市環境基本計画（改定版）（案）」に対する意見の募集を、平成 20 年 1 月 21 日から平成 20 年 2 月 22 日まで行いました。
その結果 1 件のご意見を頂きました。お寄せ頂いた、ご意見及び当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成 20 年 1 月 21 日～平成 20 年 2 月 22 日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

募集意見 （ 1 件 ）

意見概要	市の考え
1 《第 3 章 森や緑や生き物を守り育てよう（15 頁）について》 新たに植栽する樹木を選ぶとき、神社などに残る植生を調査して、富士見市の「ふるさとの木」を選定する。	1 植栽する樹木の選定については、第 3 章の項目 6 にあるように、「地域の植生にあったものを」植えるよう努めていきたいと考えており、実践されたケースとして、びん沼自然公園や水子貝塚公園には古くから市内に数多く見られる樹木(ケヤキ、クヌギ、コナラ、シラカシ、スギ、ハンの木など)を選定しました。
2 《第 5 章 計画の推進（37 頁）について》 進行管理の仕組みはできているが、緊急問題が発生したときの対応体制がない。5 年後の見直しの	2 富士見市環境基本条例では、環境審議会は、市長からの諮問に応じて、環境基本計画の策定時の審議のほか、環境の保全及び創造に関する事項についての審議を行う機関であると規定されており、ご意見のような「緊急問題が

他、随時問題への対応を行うことが大切である。現在の形のままで、最短でも施策反映には2年が必要。環境審議会において課題の整理、対策の検討を随時(年度内)行い、直ちに施策に生かすように進行管理の中に時間軸を設定することが必要である。環境審議会の開催回数も年4回程度に増やすべきである。

3 《富士見市環境施策推進市民会議(37頁)について》

おおぜいの市民参加で活動しているが、市民事務局体制にする方が自主的活動が生かされやすい。市の事務局は他の仕事も多く多忙に感じられるので、一助に。

発生したときの対応」をするための機関であるとは位置付けられていません。ご意見のような緊急問題が生じた際の対応については「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」がその機能を果たすものと考えています。また、ご意見のような環境審議会の運営につきましては、今後検討していきたいと考えています。

3 富士見市環境施策推進市民会議については、現在環境課が事務局を行っております。環境問題はテーマが多く広範囲及ぶことや本会議の委員は町会からの選出や事業者、関係団体、市民公募で構成されており、他の団体の活動とは異なるため、本会議の現在の状況では、市民事務局による運営は難しいと考えております。

しかしながら、ご意見のように本会議が市民の方々の自主的な活動により運営されるためには、事務局も市民によって組織される方が、より円滑な運営が可能であると考えられますので、今後の本会議としてのあり方を考えながら、検討していきたいと考えています。